

WEB制作業務委託基本覚書

WEB制作業務委託基本覚書

とTaniweb制作(以下「乙」という)とは、甲が乙に委託し、乙が受託して行うWEB制作(ホームページ作成)業務に関する基本的取引条件について以下のとおり合意し、契約(以下「本契約」という)を締結する。

第1条(本契約の適用)

本契約は、甲が必要の都度乙に委託し、乙が受託して行う個々の業務(以下「個別業務」という)に関する基本事項および共通事項について定める。なお、個々の業務に特有の事項などは、個別業務の成立にともない都度作成する個別契約(以下「個別契約」という)に定める。

2. 個別契約において甲乙が合意のうえで本契約と異なる定めをした場合は、個別契約の定めを優先適用するものとする。
3. 個別契約および本契約に記載のない事項については、下請代金支払遅延等防止法に準拠した内容を適用させることとする。

第2条(定義)

本契約において「WEB制作(ホームページ作成)業務」に当てはまるものとは次のとおりとする。

1. WEBコンテンツの企画・構成
2. コンテンツのグラフィックデザイン・イラスト制作・ロゴ制作
3. ページコーディング作業(HTML構築)
4. ウェブページの更新作業および保守作業
5. オンラインショップシステム導入
6. CMSコンテンツマネジメントシステムの導入
7. その他前各号に付帯する一切の業務

第3条(個別契約の成立)

個別契約は、原則として甲の乙に対する見積り依頼と、乙の甲に提出する見積書にもとづき甲が乙に注文書を交付して個別契約の申し込みを行い、乙が注文請書を提出することによって成立する。ただし、甲が注文書を乙に交付し、到達日より乙の7営業日以内に乙から甲に対して「注文申し込みを承諾しない」旨の書面による通知がないときも当該期間の最終日をもって個別契約は成立したものとする。

第4条(使用者責任)

乙は、個別業務の実施にともない、自己の従業員および外部スタッフに対して機密の守秘その他の法律の厳守義務についてその責を負う。

第5条(主任担当者)

甲および乙は、個別業務の実施に関する連絡、報告、確認などを行う主任担当者をあらかじめそれぞれ選任し、相手方に通知する。

2. 甲および乙の主任担当者は、前項に定める実施事項のほか原則として第8条(定期協議)の定めにもとづく実施事項についても業務を担当するものとする。

第6条(仕様)

乙は、個別契約に定める仕様書にもとづき個別業務を実施するものとする。

2. 乙は、前項の仕様書に不明な事項または疑義が生じたときは、ただちに甲に連絡するものとし、乙はあらかじめ甲の書面による指示をうけて当該個別業務を継続実施する。

第7条(仕様の変更)

甲は事前の乙との協議および合意にもとづき、あらたに個別契約書あるいは覚書を取り交わすことにより、前条に定める仕様の変更をすることができる。

第8条(定期協議)

甲および乙は、個別業務の円滑な遂行を図る為に定期協議会を実施するものとし、乙が提出する個別業務の実施内容や進捗状況に関する報告書面にもとづき必要事項の協議および確認などを行う。

第9条(貸与品および管理方法)

甲は、独自にまたは乙の要請により必要と判断した場合は、乙に対して個別業務の実施に必要な資料、機器など(以下合わせて「貸与品」という)を貸与するものとする。また、貸与品の貸与条件は、本契約および個別契約の定めによるほか必要に応じて甲乙が別途に都度協議して決定する。

2. 乙は貸与品の借用にあたり借用書を発行し、甲は貸与品が返却された時点において借用書を乙に返却するか、貸与品が返却された旨を明記した書面を交付するものとする。

3. 乙は前項に定める貸与品を善良なる管理者としての注意義務をもって管理、保管するものとする。

第10条(規則の遵守)

乙は、自己の従業員が個別業務を甲の事業所内で行う場合、甲の事業所における安全衛生規則などに関する定めを遵守することについてその責を負うものとする。

第11条(納入)

乙は、個別契約に従い納期までに完成させた成果物(以下「成果物」という)を甲の指定場所に納入する。

第12条(納期の変更)

乙は自己の都合などにより甲に対して個別契約に定める納期前に成果物の納入を希望する場合は、あらかじめ甲の書面による承諾を得て行うものとする。

2. 乙は、個別契約に定める納期までに成果物が納入できないおそれが生じた場合または所定の作業が完了しない可能性がある場合は、乙の責に帰する事由の有無(天災・事故などいかなる理由)に関わらずすみやかにその理由および納入もしくは作業完了の予定時期を甲に連絡のうえ、あらかじめ甲乙協議して決定する。

第13条(検査・検収)

甲は、第11条(納入)および第12条(納期の変更)にもとづき乙が納入した成果物を甲の受領後14営業日以内(以下「検査期間」という)に検査を行うものとし、検査の結果による合格査定の日を検収日(以下「検収」という)とする。また、甲は当該検査結果をただちに書面で乙に通知するものとする。

2. 前項に定める検査期間内に甲から乙に対して検査結果の通知がない場合は、当該検査期

間の最終日を甲の検収とし、所定の検査の結果にもとづき合格査定したものとする。

3. 乙は第1項に定める検査の結果が自己の責により不合格であった場合、ただちに無償で当該成果物を修補して再度甲に納入し、第1項に定める所の検査を受けるものとしその後も同様とする。

4. 検収期間中に修正を行う内容として認められない項目を以下に定める。これらの作業は別途費用が発生するものとする。

1. コンテンツの基本構造・基本デザインの大幅な変更
2. お問い合わせフォームや買い物カゴ等システムの大幅な仕様の変更
3. 甲から提供された記事やキャッチコピーの新規原稿差し替え作業
4. 納品したページの新規作業および保守作業
5. 別システムの導入
6. 納入後にリリースされたハードウェアやOS上での動作の保証
7. その他見積に含まれない一切の作業

第14条(所有権の移転)

個別業務にもとづく成果物の所有権は、前条の定めによる甲の検収をもって乙から甲へ移転するものとする。

第15条(危険負担)

甲による検収前に生じた成果物の滅失、毀損、その他一切の損害は甲の責に帰すべきものを除き乙の負担とし、また、当該検収以後に生じたこれら損害は乙の責に帰すべきものを除き甲の負担とする。

第16条(支払い方法)

甲は、納入物の対価として、乙からの請求にもとづき、その制作等に関する料金及び消費税相当額を支払期日までに乙に支払うものとする。支払いは原則として全額前払い、あるいは見積金額の50%を着手金として前納する。振込手数料は甲の負担とする。ただし、乙が個別契約書および見積書にて料金の支払い条件を別途明示している場合は、個別契約書、見積書の記載を優先するものとする。

第17条(相殺予約)

甲および乙は、相手方に対して債権を有する場合は、当該債権と相手方に対して負担すべき債務の相当額についていつでも相殺することができる。

第18条(遅延損害金)

乙は、甲に対して甲の責に帰すべき事由により第16条(支払い方法)に定める対価が所定の期間内に支払われなかった場合には、支払い予定日の翌日から支払いを完了した日までの日数に応じ、支払い遅延金額に対して年3%の割合で計算した金額を遅延利息として請求することができる。

更に支払い請求に応じない場合は、国の定める下請法の定める延滞利息年14.6%を上乗せして請求する事ができるものとする。

ただし、当該遅延利息の100円未満の金額は切り捨てとする。

第19条(特許権等の取扱い)

個別業務の実施過程で生じた発明、考案、創作(以下合わせて「発明等」という)が、

甲または乙の単独で行われた場合には、発明等から生じる特許権・実用新案権・意匠権、(以下合わせて「特許権等」という)は、当該発明等を行った甲または乙単独に帰属するものとする。

2. 個別業務の実施過程で生じた発明等が甲乙共同で行われた場合には、当該発明等から生じる特許権等は甲および乙の共有とする。この場合、甲乙の当該特許権等の持分、実施に関わる事項および第三者への実施権の許諾などについては事前に甲乙が協議して決定する。

第20条(著作権の取扱い)

個別業務の実施過程で乙が作成した成果物に関わる著作物の中で汎用的なコードファイルを除いたもの(甲ページのデザイン用グラフィックデザイン、イラスト、ロゴデザイン、およびWEB用マテリアル。以下合わせて「本件著作」という)で乙が有する著作権は、乙に帰属するものとし、乙は、制作物を自らが制作したものであると公開することができる。甲が提出した仕様書、テキスト原稿、画像等に関する所有権は甲に帰属する。

乙が、第三者が権利を有するイラスト・写真素材・ソフトウェア等を成果物の一部として利用する場合であって、これを事前に甲に対して通知していた場合(この場合の当該ソフトウェア等を、以下「第三者ソフトウェア等」という。)この第三者ソフトウェア等については、この限りでない。

加えて、別途著作権について「著作権利用許諾契約」あるいは「著作権譲渡契約」を結んでいる場合においてもこの限りではない。

2. 制作途中に制作案等の用途に使用して、納品物として採用されなかった制作物に関する所有権及び使用権は乙に帰属する。

3. 乙は以下の場合において甲が本件著作を利用する事を許諾するものとし、この利用許諾は独占的排他的な許諾とする。甲は同項に規定する著作物の利用に関する権利につき自ら行使し、あるいは第三者に対して許諾してはならない。

1. 甲が制作物をインターネット上に公開する目的で使用する事を許諾する。
2. 甲が制作物をインターネット上の公開またはコンテンツの維持の目的で改変することを許諾する。
3. 公表・配布する目的で印刷するあるいは印刷物に複製する事を許諾する。
4. 甲が制作物を上記3の目的以外で使用する場合には乙の許可を得なければならない。この場合、乙は甲に対して、乙が使用を許可する時点で提示した著作権料を請求することができるものとする。
5. 乙は、前項の権利が作業担当者その他の第三者に帰属する場合、当該権利を自己の責任と費用負担で取得するものとする。また、乙は、当該作業担当者その他の第三者に著作人権格権を行使させないものとし、そのために必要な措置をとるものとする。なお、前項の第三者ソフトウェア等に関しては、この限りでない。
6. 乙は、成果物を本契約以外の目的で利用又は使用してはならない。また、乙は、第三者に対して成果物を引渡してはならず、また、利用若しくは使用させてはならない。

第21条(第三者の権利侵害等)

乙は、成果物が第三者の工業所有権、著作権などの知的財産権を侵害していないことを甲に対して保証する。

2. 前項の定めに関わらず、甲の成果物の使用において第三者の知的財産権の侵害に関わる争いが生じた場合または生じるおそれがある場合は、乙が責任をもってこれを解決するものとする。ただし、当該侵害が甲の提示した仕様または指示などに起因する場合はこの限りではない。

第22条(瑕疵担保責任)

乙は、甲に対して納入した成果物が、個別契約に定める仕様通りに開発、作成、実施されていることを保証し、かつ検収以後の1年間は瑕疵担保の責を負う。

2. 乙は、前項に定める瑕疵担保の期間内において瑕疵が判明した場合は、すみやかに当該瑕疵を無償で修補しなければならない。ただし、当該瑕疵が甲の責に帰すべき事由による場合はこの限りでない。

第23条(再委託)

乙は、個別業務の遂行にあたり甲が特に定める場合を除き、個別業務の全部または一部を第三者に再委託することができる。この場合、乙は甲に対して本契約および個別契約における自己と同等の義務を当該第三者に課すものとし、これを遵守させることについてその責を負う。

第24条(権利義務の譲渡禁止)

甲および乙は、事前の書面による相手方の承諾がない限り本契約および個別契約上の権利・義務の全部または一部を第三者に譲渡もしくは担保提供してはならない。

第25条(不可抗力)

甲および乙は、天災地変、戦争、内乱、その他の不可抗力、法令の制定・改廃、公権力による命令・処分、労働争議行為または輸送機関・通信回線・停電等電源供給の事故など自己の責に帰することができない事由による個別契約の全部または一部の履行遅滞もしくは履行不能については、相手方に対して責を負わないものとする。

第26条(秘密保持)

甲および乙は、本契約または個別契約の実施にともない知り得た相手方の秘密情報を第三者に漏洩し、または第三者をして漏洩させてはならない。ただし、以下の各号に記載のものは秘密情報として取り扱わない。

1. 本契約および個別契約に違反することなく公知となった情報。
2. 秘密保持の義務を負うことなく第三者から適法に入手した情報。
3. 秘密保持義務を負うことなく従前から保有していた情報。
4. 相手方からの開示を受けた後に自己の責によらず公知または公用となった情報
5. 相手方の秘密情報によらず独自に開発した情報

甲および乙は、個別業務を実施するうえで相手方の文書、資料などの取り扱いに注意し、秘密情報の漏洩防止に努めるものとする。

第27条(個人情報の保護)

甲または乙は本契約の履行に関し知り得た相手方または相手方の取引先等が保有する個人情報(個人に関する情報であって氏名等により個人を識別できるもの)を善良なる管理者の注意をもって管理し、自己の業務目的遂行上、必要かつ合理的な範囲で個人情報を使用するものとし、不当あるいは不正に第三者に利用させもしくは開示、漏

洩しないものとする。

甲および乙は「個人情報保護に関する法律」の趣旨に則り個人情報を取り扱うものとする。

第28条(損害賠償)

甲および乙は本契約もしくは個別契約の履行に関して、相手方の責に帰すべき事由により損害が発生した場合は、特段の定めがある場合を除き損害賠償を請求することができる。その場合の損害賠償請求額は、自己の逸失利益を除き、通常かつ実際に発生した損害でまた当該個別契約にもとづく対価の総額を限度とする。

第29条(解約)

甲および乙は、いずれか一方の申し出にもとづく協議のうえ事前の合意により個別契約の全部または一部の解約をすることができる。

2. 前項解約の場合、乙は解約日までに作成した成果物を有償で甲に引き渡すものとし、対価の額等は別途甲乙が協議して決定する。

3. 第1項の解約にともない発生する損害は、第28条の規定にもとづき相手方に対して補償を請求することができるものとする。

第30条(契約の解除)

甲および乙は、相手方に以下の各号に記載するいずれかの事由が生じた場合は催告その他なんらの手続きを要さず、ただちに本契約および個別契約の全部または一部を解除することができるものとする。

1. 仮差押えまたは強制執行もしくは滞納処分を受けたとき。
2. 債務超過に至ったとき、または支払不能に陥ったとき、もしくは不渡手形処
3. 分を受けたとき、その他の信用不安事由が生じたとき。
4. 営業停止または営業の取り消し処分を受けたとき。
5. 各号に準ずる重要な事由が発生したとき。

2. 甲および乙は、相手方が正当な理由なく本契約または個別契約に違反し、かつ当該相手方に書面にて30日間を指定して催告したにも関わらずこれに応じなかったときは、本契約および個別契約の全部または一部を解除することができる。

3. 甲および乙は、第1項の事由が発生するおそれがある場合または発生した場合はすみやかに相手方に書面で通知するものとする。

4. 甲および乙は、第1項または第2項にもとづき本契約または個別契約を解除した場合は相手方に対して解除による損害賠償を請求することができる。

第31条(期限の利益)

甲または乙は、相手方に前条第1項もしくは第2項の事由が生じた場合は、通知により期限の利益を喪失せしめ本契約および個別契約にもとづく一切の債権につき即時弁済を求めることができる。

第32条(契約終了時の措置)

乙は、第9条に定める貸与品について本契約または個別契約が終了もしくは解除され

た場合、または甲が返還を請求した場合は、当該貸与品をただちに返還するものとする。

第33条(契約有効期間)

本契約の有効期間は、本契約の締結日から1年間とする。ただし、契約期間満了の3カ月前までに甲および乙のいずれからも相手方に対して書面による解約の意思表示がない場合は1年間自動更新するものとし、以後も同様とする。

第34条(残存条項)

本契約が契約期間満了もしくは解除などにより終了し、またはすべての個別契約が終了した場合も、第19条(特許権等の取扱い)、第20条(著作権の取扱い)、第21条(第三者の権利侵害等)、第22条(瑕疵担保責任)、第24条(権利義務の譲渡禁止)、第26条(秘密保持)、第28条(損害賠償)、第35条(裁判管轄)および本条の規定はなお有効とする。

第35条(裁判管轄)

本契約および個別契約に関する訴訟については、小倉地方裁判所もしくは小倉簡易裁判所をもって第一審の専属合意管轄裁判所とする。

第36条(協議解決)

甲および乙は、本契約もしくは個別契約に定めのない事項または各条項の解釈に疑義が生じた場合は、信義誠実の原則に従い協議のうえ解決を図るものとする。

本契約成立の証として本書2通を作成して甲乙各々が記名・捺印のうえ各1通を保有する。

平成 年 月 日

甲:住所 社名 代表者名

乙:宮崎県小林市細野338-12
Taniweb制作
代表 谷口 貴子